日本弁理士会東海会会長

スタートアップを積極支援

A I (人工知能) 化の大波やソフト化が進む昨今だが、知的財産を守る専門家、弁理士の役割も重要度を増しつつある。東海 5 県 (愛知、岐阜、三重、静岡、長野) の弁理士で組織される日本弁理士会東海会の 2024 年度会長、安部誠さんに話を伺った。(聞き手は鬼頭直基・編集顧問)

― 4月に会長に就任されました。現在の心境は?

安部 アフターコロナの時代になったな、と 実感しています。ライフスタイルがかなりデジ タル化しています。弁理士会東海会としてもデ ジタル化社会に合致した支援活動に内容を変え ていかねば、と思っています。コロナ禍が終結し てフェイストゥフェイスで仕事ができるようにな り、様々な関係団体の方から弁理士として地元の 中小企業、特にスタートアップの支援活動をして ほしいという要望をたくさんいただいています。 かなりアクティブな1年になる、と思っています。

─ ITとかAIとかの影響は?

安部 AI の進歩により、弁理士の仕事が減るという話をよく聞きますが 私はそうは思っていません。AI は AI としての役目があり、我々は弁理士としての役目があります。我々はお客様の知的財産を保護するため、非常に戦略的なことを考えていかなくてはいけません。AI は基本的には情報を収集して統計的な処理をして判断するものです。 書類の整理や作成のように、AI に向いてる仕事では効率的に AI を使い、他方、弁理士としては、知財保護のために頭を使って色々なストラテジーを考え、良いアイデアをクライアントに提案する仕事があると思っています。

一 弁理士の仕事はどういうものですか。

安部 弁理士は知的財産権に関する専門家です。弁理士法の第1条には、「知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。」と規定されています。具体的には、企業や個人の方の知財に関する悩み、問題に対して好適な解答を提案するような相談業務から、特許権、実用新案権、意匠権、商標権といったいわゆる工業所有権を権利化するための特許庁に対する出願手続、登録手続を代理する業務を行っています。

また、弁理士会東海会として、様々な支援活動 を行っています。最近は、知的財産を有効に活用



して企業の収益力や競争力を高める経営手法を「知財経営」と呼んでいます。 日本弁理士会は、昨年3月に特許庁、INPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」を構築しました。 東海会は、この地域における知財経営支援ネットワークの一翼を担い、地域の中小企業、特にスタートアップを知財経営の面からサポートする活動を活発に行いたいと思います。

一 弁理士数の減少、特許出願件数も減っている と聞きます。

安部 弁理士数は、全国で11000人程度、東海地域は全体の10%弱です。しかし、平均年齢は徐々に高まっており、弁理士受験者も年々減少しているので、将来的に弁理士が漸減していくことが懸念されます。弁理士志願者数が増えるように魅力ある弁理士像を築くことも我々の務めであると自覚しています。

また、お尋ねの国内特許出願件数ですが、過去、 といっても20年以上前になりますが、最高で40万件を超えていました。最近は、外国からの 特許出願や分割出願を含めても年間30万前後で 推移しています。最近の日本経済の元気のなさが 国内特許出願件数に反映されていると思います。

ただ、今はモノ社会からいわゆるコト社会やトキ社会にシフトしています。楽しいことや良い時間を過ごすことに価値を見出す社会に変わってきています。そこで、知的財産権の活用の観点から、特許権や実用新案権に加えて、会社のブランディング力を高めるためのトレードマーク